

○中津川市太陽光発電設備等設置費補助金に関するQ & A

	質問 (Q)	回答 (A)
1	いつ設置した（設置する）太陽光発電設備等が補助対象となりますか。	補助事業の実施期間中（令和6年5月1日から令和7年1月31日）に設置する設備等を補助対象とします。ただし、交付決定日以降に着手（契約）する必要がありますので、契約前に必ず環境政策課にお問合せください。
2	契約日とは、事業の開始日と判断すれば良いですか。	一般的に、事業の開始日は太陽光発電設備等の設置に関する工事等の契約日となります。太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日が事業着手となります。
3	補助対象となる各設備等の能力については、小数点第何位までですか。	令和6年度より補助対象となる能力は、太陽光発電設備は、整数部分のみとなりました。小数点以下は切捨て処理をしてください。蓄電池は、小数点第1位までとなりました。小数点第2位以下は切捨て処理をしてください。
4	申請者本人以外が申請できますか。	施工業者等に代理申請を依頼することは可能です。その場合は交付申請の際に「委任状（任意書式）」を添付していただきます。また、施工業者等の担当者と十分に相談、調整いただき申請に不備のないようご注意ください。
5	申請書は代筆にて記入してもよいですか。または、パソコンで入力してもよいですか。	申請者の申請意思等を確認する意味もありますので、誓約書の記名欄には、申請者本人が自署してください。その他の部分は、パソコンや代筆でも構いません。
6	工事着手前や工事中は中津川市民ではないですが、住宅の完成後に移住する予定。この場合、補助金申請はできますか。	工事が年度内に完成し、完成に併せて転入手続きを行い新居に入居される場合、補助金申請が可能です。なお、実績報告書の提出時には、当市の住民票の添付が必要となります。
7	二世帯住宅で、補助対象設備等をそれぞれ設置する場合、どちらの世帯でも補助が受けられますか。	住民票が別世帯となっており、また電気等の契約も分かれ、さらには導入する補助対象設備等が世帯別に機能することが証明されれば、世帯別で申請手続きしていただくことで、どちらも補助対象となります。
8	集合住宅のオーナーですが、補助対象者になりますか。	自ら使用する個人の住宅に設置する場合に補助対象となりますので、賃貸の集合住宅等は対象外です。ただし、集合住宅のオーナーによる個人住宅兼集合住宅の場合で、かつ設置した設備がオーナー個人の居住部分でのみ使用される場合は、補助対象となります。
9	店舗兼用住宅に太陽光発電設備等設置する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりますが、補助対象設備等に係る契約の名義が世帯員で、また発電及び蓄電した電気が居住部分に配電され、そこで30%以上使用されることが条件となります。
10	資材調達・設置作業の遅れなどにより、当該年度内（事業期間	当該年度内（補助事業の実施期間内）に工事が完了しない場合、この補助金を受けることはできません。

	内) に工事が完了しない場合は、次年度に補助金が受けられますか。	この補助金は単年度事業となりますので、年度を繰り越しての手続きができません。補助事業の事業期間内に工事を完了させ、当該年度の1月31日までに実績報告書をご提出いただくことが必要です。申請の際は、実績報告書の提出期限までに完了できるのかを、事前に工事業者などと協議されるようお願いします。
11	補助金の交付決定後に工事等の内容が変更となり工事費が増額しました。補助金額を変更することは可能ですか。	変更承認申請書を提出し補助対象経費と認められれば、予算額の範囲内で交付額の増額を認めます。また、交付決定額に変更がなくても工事内容等に変更があった場合は、軽微な変更を除き変更承認申請が必要です。変更承認申請書が未提出の場合、補助金を受給できない場合があります。
12	太陽光発電設備もしくは蓄電池のどちらかだけ設置する場合でも補助金は出ますか。	太陽光発電設備は単体で設置する場合でも補助金が出ますが、蓄電池については太陽光発電設備との同時設置でなければ補助対象とはなりません。
13	太陽光発電設備の設置については、住宅の屋根だけでなく、カーポートや倉庫、その他敷地内での直置きなども認められますか。	自宅での自家消費量が発電量の30%を超えていれば、敷地内のカーポートや倉庫の屋根に設置する場合も補助対象となります。同様に敷地内での直置きも補助対象となりますが、防災、環境保全、景観保全を考慮した設計を行い、地域住民に十分配慮して設置してください。
14	買替の場合も補助対象となりますか。	対象となりますが、買替前と比較してCO2削減効果があることが条件です。その他にも県(国)が定める要件がありますので、買替を検討する場合は事前に環境政策課にお問合せください。なお、本補助金を活用し設置した設備の買替は対象外です。
15	既設の太陽光発電設備に加えて、今回増設したいと考えていますが、この補助金の対象となりますか。	過去に本補助金を受けて設備を設置した世帯でなければ、補助対象となります。ただし、増設した設備で発電した電力の30%以上を自家消費することが必要です。また、「太陽光パネルのみ」または「パワーコンディショナーのみ」を増設する場合は対象外です。 【例】過積載を目的としてパネルのみ増設 故障により、どちらか一方のみ買替え
16	太陽光発電設備を増設した場合の自家消費についての考え方はどのようになりますか。	既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量+増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。なお、既存設備も国のFIT制度を利用しない(非FIT)、あるいはFIT制度の期間が経過した方(卒FIT)であることが前提となります。
17	補助上限の5kWを超える設備を設置する場合に必要な自家消費量を知るにはどうすればよいですか。	補助対象となる5kWまでの太陽光発電設備については30%の自家消費が求められることから、以下の計算式に当てはめてください。 【例】10kWの設備を設置する場合の計算式 自家消費量=発電量×5kW/10kW×30%

18	国等の補助金や FIT 売電との併用は可能ですか。	いずれも、この補助金とは併用できません。この補助金は、市が県補助金を活用して行っていますが、県が市に対して補助を行うにあたり国庫を財源としていますので、国の補助金との併用は不可です。また、国のルールに基づき、国庫財源を利用して再エネを設置する場合は FIT 売電ができません。
19	太陽光発電と蓄電池をセットで導入し、蓄電池のみ別の国庫補助を受けて導入する場合、太陽光発電設備部分の費用はこの補助金の対象となりますか。	蓄電池が国等から別の補助金を受ける場合でも、太陽光発電設備に国等の補助が入っていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。
20	FIT を利用せず売電できる電気事業者はどこですか。	<p>売電先の小売電気事業者は、原則設置者自身で探していただくことになります。一度、販売店等にご相談され、売電可能な電力事業者を確認してください。</p> <p>なお、下記の事業者は新規の非 FIT 売電に対応しているとのことです。</p> <p>○中部電力ミライズ https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html</p> <p>※なお、状況によっては「買い取りができない場合もある」とのことですのでご確認願います。</p>
21	FIT 売電しない場合に、金銭的に有利となるのはどのような世帯ですか。	<p>一般的には以下のような方は、本補助金のメリットが高いと考えます。</p> <p>例 1：売電量が少ない方 ⇒自家消費量が多い（蓄電池設置等）、 ⇒発電量が比較的少ない</p> <p>例 2：借入金により設備を設置し、初期投資の一部を早期回収したい方 ⇒借入額が多い、借入金利が高い</p> <p>近年は売電価格より買電価格（電気代）の方が高い状況であり、さらに最近では燃料費や電気代の長期的な高騰が懸念されています。在宅時間が長い、あるいは自宅で常に多量の電気を消費する設備があるお宅などは、太陽光発電で作った電気をより自家消費していくことで、電気代を抑えることができます。ただし、日中は不在で、夜しか電気を使用しないような場合は、FIT 売電をした方が金銭的に有利であると考えられます。</p>
22	16 万円/kWh の蓄電池は補助対象となりますか。	蓄電池の価格が 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は対象となりません。なお、蓄電池の価格には

		「材料費、労務費、直接経費」などの直接工事費の他に、「共通仮設費、現場管理費、一般管理費」などの間接工事費も含まれますのでご注意ください。
23	パネルの能力は10kWを超えているが、パワーコンディショナーで発電出力を10kW未満に抑える、いわゆる過積載の太陽光発電設備についてはどう対応したらよいか。	基本的にパネル（モジュール）とパワーコンディショナーとで比較し、能力の低いほうの数値で申請してください。この場合はパワーコンディショナーの数値で申請することになります。 なお、メーカーの保証を得ることができなくなるような使用方法（限度を超える過積載等）は認められません。
24	蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを用いますか。	補助金算定の際はカタログ等に記載された定格容量の数値を用いてください。なお、カタログ等で確認できない場合は、（一社）環境共創イニシアチブに登録されている定格容量の数値を用いてください。
25	ハイブリッド蓄電池の価格は全てを蓄電池価格とすべきですか。	ハイブリッド蓄電池とは、太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったものですが、蓄電池として販売されているため、すべてを蓄電池価格とみなしてください。この場合、蓄電池の設置費用の交付上限単価（15.5万円/kW：工事費込み・税抜）を超えないようご注意ください。
26	自家消費3割以上とする条件はどのように確認すれば良いですか。	一般的に電力消費の計画書（想定書）は、市販ソフト等により太陽光発電設備の販売店等が設置希望者に提示することが多いようです。一度、販売店等にご相談されることをお勧めします。
27	補助金の交付を受けた後、すぐに売却や廃棄等を行うことは認められていますか。	補助金の交付を受けた方は、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数の期間内に補助対象設備等を売却、譲渡、貸付、廃棄、担保提供等に供するなどの処分をしてはなりません。万が一処分が発生した場合は、補助金の全部もしくは一部を返還いただく場合があります。ただし、天災等による破損や、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で処分する場合は、補助金の返還は必要ありませんので、財産処分等承認申請書を提出してください。
28	補助対象設備等に関する、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数（法定耐用年数）を教えてください。	基本的な各補助対象設備等の法定耐用年数は次のとおりです（条件により年数が違う場合もあります。詳しくは国税庁にお問合せください）。 ・太陽光発電システム 17年 ・蓄電システム（蓄電池） 6年
29	実績報告を行ってから、補助金が支払われるまでどのくらいの期間がかかりますか。	1カ月半から2カ月程度お日にちをいただきます。この期間内には、書類確認のほか、設置された設備等を確認するために市職員がお宅に伺うこととなりますのでご承知ください。
30	転入したばかりで納税履歴がなく完納証明書が出ませんが、ど	転入日を確認するため、当市の住民票を提出いただくことで、これに代えます。

	うすればよいですか。	
31	設置工事や機器導入の費用を申請者と別の人が支払った場合は、補助対象となりますか。	別の人が支払った場合は補助対象とはなりません。補助金は、申請者本人に交付しますので、交付手続き上も申請者が費用負担していることが前提となります。「契約書」「領収書」「明細書」等に記載される名前がすべて申請者である必要があります。
32	補助対象設備等をローン（銀行等からの借入）で購入した場合は領収書が出ないこともあるようですが、その場合はどうすればよいですか。	本事業の実績報告の際には領収書（またはそれに類するもの）が必要となります。つきましては、契約前に領収書の発行が可能かを販売店等にご確認ください。 なお、領収書を得ることができない場合は、契約前に必ず市にご相談ください。
33	太陽光発電施設等の屋根貸しやリース、サブスク、P P A 事業等での補助対象設備等の導入も考えていますが補助対象となりますか。	当市の補助制度は、補助対象設備等の購入にあたり、初期投資の負担を軽減する目的で行いますので、リース等の初期投資が不要な導入方法は補助対象とはいたしません。
34	補助事業の完了日とはいつのことを指しますか。	以下のうちで最も遅いタイミングを完了日とします。 ・ 設置工事、機器等の導入等の完了日 ・ 太陽光発電システムについては、系統連系日（受給開始日） ・ 補助対象設備等の費用の支払いが完了した日
35	補助金の受取方法はどのような形ですか。現金での受取りも可能ですか。	補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振替のみで、現金で受取ることはできません。また、原則受取りは申請者本人に限りますので、他人名義の口座へ振込むこともできません。